2021.2.1

**新型コロナウイルス感染症拡大防止対策その４**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が1月８日に３都県に発令され、1４日に７府県を追加し発令され、期間は2月7日までとしています。そのため、同宣言が解除されるまでの間、道場教室、日曜庵、会友稽古については、休止とします。

　なお、道場教室等の再開については、同宣言が解除された後において、検討しお知らせします。

 2020,4,21

**新型コロナウイルス感染症拡大防止対策その３**

 4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発令され、16日には同宣言が全国に拡大され、都市部を中心にコロナ感染者が増大しつつあり、急激な拡大の恐れ、それに伴う医療崩壊の危機の状況にあります。当俱楽部では、コロナ拡大防止策として、人と人との接触を控えることが必要なため、3月から事業等の中止を行ってまいりましたが、現下の状況を鑑みますと、いつ収束するか見通せず長期戦の模様であると見込まれることから、5月以降の各事業、道場教室、例会、日曜庵、会員・会友稽古については、当分の間、中止とします。

　なお、各事業等の再開については、感染状況についての今後の推移を見て判断し、お知らせします。

2020,3,30

**新型コロナウイルス感染症拡大防止対策その２**

 全世界に新型コロナウイルス感染が蔓延し、イタリアは医療崩壊し多数の死者が出ており、国内も感染者数が拡大し、ロックダウン（都市封鎖）も想定されています。このような現況から、俱楽部の教室、例会、日曜庵は3月に引き続き4月も中止とします。会員会友稽古は実施しますが、体調の悪い方や公共交通機関利用の方などは参加を控えてください。4月29日の杉の子学園事業は、5月24日に延期となります。

　なお、感染について収束していない状況が続けば、5月以降も中止する可能性がありますが、今後の推移を見て判断します。

020,3,1

**新型コロナウイルス感染症拡大防止対策**

新型コロナウイルス感染症が、国内外で拡大している中、政府はスポーツ・文化イベント等の自粛及び全国の小中高等学校の休校を要請している状況から、感染症拡大防止のため、さいたま蕎麦打ち俱楽部として下記の内容の防止対策を行うこととする。

記

１　原則として、3月中のすべての事業（教室、合同例会、日曜庵、ケアハウスしらさぎ）は、中止とする。

２　会員稽古、会友稽古は実施するが、体調不良の方や基礎疾患をお持ちの方は、稽古を控える。

３　３月１４日１５日開催の三段受験者の教室受講生に関しては、本人が受講を希望する場合、公共交通機関を利用しない（自家用車、バイクや自転車の利用、徒歩）ことを条件とし、例外的に受講を認める。ただし、体調不良の方や基礎疾患をお持ちの方は、ご遠慮していただくこととする。

４　教室受講料3月返金分は、次期教室受講料とで相殺とするが、次期教室を受講しない場合は、振込等（できればりそな銀行）で3月分を返金（萩原財務局長・佐野氏対応）する。

５　上記１・３・４について、各教室担当者や各事業幹事は、教室受講生及び関係者に直接電話連絡し、理解を求める。各教室担当者は次期教室の受講希望有無を確認し、新都心は高瀬氏、北本は榎本氏に報告するとともに、全麺協個人会費の継続有無を確認し、継続の方には個人会費について俱楽部粉口座（埼玉りそな銀行与野支店普通4516910菅野博）へ3月20日までに振込するよう伝え、個人会費継続有無の情報を菅野へ報告する。高瀬氏は萩原財務局長に、榎本氏は佐野氏に教室3月分返金及び相殺の報告をする。また、日曜庵は、中止の件を道場入り口ドアに掲示（日曜庵幹事が対応）する。

６　３月中にコロナウイルスが終息しない見込みの場合は、４月以降の教室・日曜庵について中止する可能性がある。